

通所介護

介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス

重要事項説明書

「木下の介護 上大岡」

株式会社木下の介護

重要事項説明書

年　月　日現在

この重要事項説明書は、利用契約書や当該事業所の運営規程の概要、従事者等の勤務体制等、お客様のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記したもので

1. 木下の介護 上大岡についてのご相談窓口

担当者	黒澤 康弘
電話番号	TEL 045-847-0534 ・ご利用時間 担当者勤務日における午前9時30分から午後6時

2. 当社の概要

(1) 本社

法人名	株式会社木下の介護
所在地	〒163-1329 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー29階（総合受付30階）
代表者名	代表取締役 佐久間 大介
代表電話番号等	TEL03-5908-1310 FAX03-5908-2382
設立年月日	1995年10月26日
基本財産・資本金	1億円

(2) 木下の介護 上大岡

事業所名	木下の介護 上大岡
事業所番号	1473101564
所在地	〒234-0051 神奈川県横浜市港南区日野6-11-3
電話番号等	TEL 045-847-0534 FAX 045-847-0535
併設事業所	ライフコミュニケーション上大岡（介護付有料老人ホーム）
サービスを提供する地域	横浜市港南区、磯子区、南区、戸塚区
利用定員	20名

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(3) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	株式会社木下の介護が開設する「木下の介護 上大岡（以下「事業所」といいます。）」が行う指定通所介護及び指定通所型サービスは、居宅の要介護者、要支援者及び事業対象者に対し、事業所において食事の提供、機能訓練、その他の日常生活上の世話等を行うことにより、要介護者等がその有する能力に応じ自
-------	--

	立した日常生活を営むことができるよう援助することを目的とします。
運営方針	<p>利用者一人ひとりの人格を尊重し、常に利用者の立場に沿ったサービスの提供に努めるとともに、個別の通所介護計画又は通所型サービス計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供できるようにします。</p> <p>利用者及びその家族に対し、サービスの内容及びその提供方法について、分かりやすく説明します。</p> <p>サービスの実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。</p>

3. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日、祝日 (12月31日から翌1月3日まではお休みです。)
営業時間	午前9時30分から午後6時 サービス提供時間 午前10時～午後3時30分

4. 職員体制

職種	人數等
管理者	名
生活相談員	名
機能訓練指導員	名
看護職員	名
看護職員又は 介護職員	介護福祉士 ホームヘルパー 1～2級修了者 その他

5. 従業者の業務内容

職種	業務内容
管理者	生活相談員等の従業者の管理、利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。 また、従業者に厚生労働省令で定められた指定通所介護の人員基

	準及び運営等に関する基準を遵守せるために、必要な指揮命令を行います。
生活相談員	専門的な援助を必要としている利用者に対して、高齢者福祉の立場から個別事情に即して課題の解決等のために助言、援助を行います。
機能訓練指導員	利用者の日常生活動作等の維持、回復を図るため、治療体操やその他の運動の指導等を行います。
介護職員又は看護職員	介護サービスを実施します。

6. サービス内容

種類	内容
レクリエーション	手工芸や季節ごとの行事に関連した作品づくり、習字、絵手紙作成などを行っています。
入浴サービス	自宅での入浴が困難な方も、安心してご利用いただけます。
食事サービス	昼食及びおやつをご用意いたします。
機能訓練	身体機能の低下防止のための訓練を行います。
生活相談	お困りごとなどの相談を受け付けています。
送迎サービス	ご自宅から「木下の介護 上大岡」までの送り迎えを行います。

7. 利用料金

介護保険からの給付を受ける場合の利用料金は次の①から④までの費用の合計額となります。(別紙の費用は、通所介護が1回あたりの額で、通所型サービスは月額です。)

- ① 介護報酬に係る利用者負担分(一般的には、介護報酬の1割～3割(別紙の「利用者負担分」)です。)
- ② 利用者負担分以外の費用(昼食の費用、レクリエーションの材料費等です。)
- ③ 送迎に要する費用(横浜市港南区、磯子区、南区、戸塚区にお住まいの方は不要です。)
- ④ 通常の時間を超えて利用した場合の費用

注1) それぞれの費用の額については、別紙をご覧ください。

注2) お客様が介護サービスを利用した場合、一般的には、その費用の9割または8割(昼食の費用等は除きます。)が市町村から事業者に直接支払われます。このため、お客様には、残りの費用のお支払いをしていただくことになります。(この場合のサービスのことを「法定代理受領サービス」といいます。)

注3) なお、お客様の状況等により、市町村から直接、事業者に費用の支払いがされない場合があります。その場合には、別紙の「介護報酬額」全額を事業者にお支払いいただき、事業者からサービス提供証明書を発行いたしますので、後日、市町

専窓口に提出し、費用の払い戻しを受けていただくことになります。

注4) 介護保険の給付の範囲を越えたサービス利用は全額自己負担となります。

8. 利用料金の支払方法

利用料金は、次のいずれかの方法でお支払いいただけますようお願い申し上げます。

現金払い	サービスをご利用された月の翌月末までにお支払ください。
金融機関	サービスをご利用された月の翌月末までにお支払ください。 振込手数料はお客様のご負担となります。
口座自動引き落とし	原則として毎月翌月 27 日に、弊社が指定する金融機関からの自動引き落としとします。

9. サービス利用のキャンセル

(1) 予定されていた日にサービスの利用ができなくなった場合は下記にご連絡ください。

連絡先：TEL 045-847-0534 FAX 045-847-0535

(2) お客様のご都合でサービスの利用を中止する場合には、サービス実施日の前日までにご連絡ください。当日やご連絡のない無断のキャンセルの場合は、キャンセル料を申し受けます。

(3) キャンセル料は、7の利用料金と合わせてご請求させていただきます。

時 期	キャンセル料
サービス利用日の前日(営業日以外の場合 は直前の営業日) 午後5時まで	無 料
サービス利用日の前日(営業日以外の場合 は直前の営業日) の午後5時以降と サービス利用日の当日	別に定める利用料金中、「昼食代等+おやつ代」相 当額

注) キャンセル料は、原則として、毎月の利用料金と合わせてご請求させていただきます。

10. サービスの利用方法等

(1) サービスの利用開始

- ① まずは、お電話等でお申込みください。
- ② 当社社員がお客様の居宅へお伺いするか又はお客様が「木下の介護 上大岡」にお越しいただき、サービスの内容、利用料金等をご説明させていただきます。
- ③ サービスをご利用いただく場合は利用契約を締結いたします。
- ④ お客様の心身の状況等を踏まえて、計画を作成し、適切なサービスをご提供させていただきます。

注) お客様が、居宅サービス計画の作成を依頼している場合には、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに文書でご連絡ください。ただし、お客様の病変や急な入院等などやむを得ない理由がある場合には、6日以内でもかまいません。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない理由により、サービスの提供を終了させていただくことがございます。この場合は、終了の日の30日前までに文書でご連絡いたします。

③ 自動終了

以下の場合には、双方の通知がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所したとき
- ・お客様がお亡くなりになったとき等

④ その他

- ・当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族等に対し社会通念を逸脱する行為を行った場合、当社が破産した場合、お客様は即座にサービスを終了することができます。
- ・お客様が、利用料金の支払いを2か月分以上滞納し、催告の日から起算して30日以内に、未納となっている利用料金の全部のお支払いを行っていただけない場合、お客様やご家族等が当社や当社の従業者に対して本契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合には、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・地震等の天災その他事業者の責に帰すことのできない事由によりサービスの実施が困難となった場合には、サービスを終了させていただく場合がございます。この場合、それまでにご利用されたサービスについての利用料金をお支払いいただきます。

11. 緊急時の対応方法

サービスのご利用中にお客様の容態の変化などがあった場合には、ご家族、医師、救急隊等へご連絡いたします。

12. 非常災害対策

事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のように行います。

- (1) 防火責任者には事業所管理者を充て、火元責任者には生活相談員を充てます。
- (2) 始業時・就業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行います。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守事業者に依頼する。点検の際は防火責任者が立ち会います。

- (4) 非常災害用設備は常に有効に保持するよう努めます。
- (5) 火災や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたるものとします。
- (6) 防火責任者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
消火訓練及び避難訓練 年2回以上

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

13. 苦情の受付

事業所内の体制	窓口担当者 黒澤 康弘 ご利用時間 担当者勤務日における午前9時30分から午後6時 TEL 045-847-0534 FAX 045-847-0535
施設外	神奈川県国民健康保険団体連合会 TEL 045-453-6221 はまふくコール TEL 045-263-8084 港南区役所高齢・障害支援課介護保険担当 TEL045-847-8495 磯子区役所高齢・障害支援課 TEL045-750-2490 南区役所高齢・障害支援課介護保険担当 TEL045-341-1138 戸塚区役所高齢・障害支援課 TEL045-866-8439

14. 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法

- (1) 事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護保険サービスを提供するために、サービスの安全性はもとより、職員の健康管理、事故防止に努め、事業所の保全について計画的に取り組む。
- (2) 利用者に対するサービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（通所型サービスにあっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (3) 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- (4) 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

15. その他運営に関する重要事項

- (1) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約等において定めるものとします。
- (2) 従業者の質の向上を図るために、次のとおり研修の機会を設けます。
 - ①採用時研修 採用後1か月以内
 - ②経験に応じた研修 年1回以上

私は、「木下の介護 上大岡」の重要事項について、説明を受け、内容に同意し、重要事項説明書の交付を受けましたので、ここに署名いたします。

印

説明年月日： 年 月 日

説明者：

株式会社木下の介護は個人情報の適切な利用・取扱いの為「個人情報に関する法律」その他の規範を遵守いたします。

【別紙】

利用料金（「木下の介護 上大岡利用契約書」第5条関係、「木下の介護 上大岡運営規程」第8条関係）について

木下の介護 上大岡の利用料金は、下記の1から4までの費用の合算額とします。

記

1. 介護報酬に係る利用者負担分

（5時間以上6時間未満の場合の1回あたり料金。但し、要支援1・要支援2は1ヶ月あたりの料金。

要支援者については、通所型サービスの料金を記載しております。）

要介護認定等の結果	介護報酬単位	介護報酬額	利用者負担分 (1割の場合)	利用者負担分 (2割の場合)	利用者負担分 (3割の場合)
要支援1	1, 798	19, 274円	1, 928円	3, 855円	5, 783円
要支援2 (週1回程度)	1, 798	19, 274円	1, 928円	3, 855円	5, 783円
要支援2 (週2回程度)	3, 621	38, 817円	3, 882円	7, 764円	11, 646円
要介護1	570	6, 110円	611円	1, 222円	1, 833円
要介護2	673	7, 214円	722円	1, 443円	2, 165円
要介護3	777	8, 329円	833円	1, 666円	2, 499円
要介護4	880	9, 433円	944円	1, 887円	2, 830円
要介護5	984	10, 548円	1, 055円	2, 110円	3, 165円
入浴介助加算(Ⅰ) (要支援を除く)	40	428円	43円	86円	129円
利用者に対して、その居宅と指定 通所介護事業所との間の送迎を行 わない場合の減算(要支援を除く)				所定単位数より47単位(片道につき)	
介護職員処遇 改善加算(Ⅱ)		上記要介護区分別の介護報酬の利用単位数と加算の介護報酬利用単位数を合算した 月末時点の総単位数に9%を乗じて(少数点第一位を四捨五入)単位数を算出。その 単位数に地域区分を乗じて介護報酬額を算出し、9割~7割を差し引き利用者負担額 (1割~3割分)を算出する。			

注1) 上記の介護報酬は事業所所在地における地域加算を含めて算定した概算値です。

注2) 「木下の介護 上大岡」の介護報酬額は、1単位=10.72円(2級地)で算定します。(小数点以下
は切捨てです。)

注3) 「利用者負担分」は、法定代理受領サービス(1割~3割負担)の場合です。

2. 上記「利用者負担分」以外の費用

内 容	料 金	備 考
昼食代	700円／1回	昼食になります。
おやつ代	130円／1回	おやつ代になります。
飲み物代（任意）	100円／各	任意でジュースやコーヒー等を希望される場合に徴収します。
利用者の希望による教養 娯楽費（レクリエーション材料費）	実 費	手工芸や習字、絵手紙作成などを行っています。
おむつ代	実費（サイズ・種類により金額が異なります。）	事業所のおむつを使用する場合です。
その他日常生活費	実 費	シャンプーやタオルなどの銘柄等を利用者の希望により指定される場合です。

※お茶等通常のお飲み物については事業者が提供致します。

3. 送迎に要する費用

実費をいただく場合があります。（横浜市港南区・磯子区・南区・戸塚区にお住まいの方を除きます）

4. 通常の指定通所介護の時間を超えた場合の費用

介護保険による給付の対象外となります。金額については、ご契約されている居宅介護支援事業者又は木下の介護 上大岡の従業者にご確認ください。

キャンセル料（「木下の介護 上大岡利用契約書」第6条関係）について「木下の介護 上大岡運営規程」第7条関係）について

木下の介護 上大岡の利用を中止した場合のキャンセル料は下記のとおりです。

記

時 期	キャンセル料
サービス利用日の前日（営業日以外の場合は直前の営業日）午後5時まで	無 料
サービス利用日の前日（営業日以外の場合は直前の営業日）の午後5時以降とサービス利用日の当日	別に定める利用料金中、「昼食代＋おやつ代」相当額

注) キャンセル料は、原則として、毎月の利用料金と合わせてご請求させていただきます。

上記、_____の費用の支払いについて同意をしました。

年 月 日

利 用 者 名：_____ 印

利 用 者 の 家 族：_____ 印